# 内閣官房令

**○内閣官房令第二号**

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年四月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （表一の項関係） | （表一の項関係） |
| **第一条**　［略］ | **第一条**　［同上］ |
| ［２・３　略］ | ［２・３　同上］ |
| ４　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 | ４　［同上］ |
| ［一～七　略］ | ［一～七　同上］ |
| ［号を削る。］ | 八‖天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に向けた諸準備に関する事務を掌理するもの |
| 八‖［略］ | 九‖内閣官房に置かれたイノベーション推進室の事務を整理するもの |
| | 十‖［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | 備考　表中の［　］の記載は注記である。 |

**附　則**

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

**○内閣官房令第三号**

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年四月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **別表**（第一条関係） | | | **別表**（第一条関係） | | |
| 所在地 | | 官署 | 所在地 | | 官署 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 栃木県 | ［略］ | ［略］ | 栃木県 | ［同上］ | ［同上］ |
| | 日光市足尾町三四八六 | 日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所 | | 日光市足尾町三三六九 | 日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所 |
| | 日光市足尾町三四八六 | 日光森林管理署神子内森林事務所 | | 日光市足尾町一五五〇の二 | 日光森林管理署神子内森林事務所 |
| | ［略］ | ［略］ | | ［同上］ | ［同上］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | | | | | |

**附　則**

この内閣官房令は、公布の日から施行する。